

## 改正大気汚染防止法の施行の概要について (石綿に係る事前調査結果報告の義務化等)

### 1 事前調査の方法等

解体等工事（建築物等の解体、改造、又は補修する作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を行う前に、当該工事に係る特定建築材料の使用の有無等について事前調査を実施し、その結果について、工事着手までに掲示を行い、事前調査書面を作成・保存し、現場へ備え付けが必要です。また、元請業者は発注者へ書面で説明を行わなければならない。

#### 【事前調査の方法】

- 事前調査はまず設計図書その他の資料及び目視で、石綿の使用の有無を確認し、それを確認できない場合には建材中の石綿含有の状況の分析の義務があります。ただし、建材中に石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を講じる場合は、分析を省略できますが各種作業基準を遵守しなければなりません。

#### 【事前調査の対象】

- 解体等工事を行う場合、事前調査が必要です。  
(事前調査が不要な工事例)
  - 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
  - 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

注) 電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、『極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業』に該当せず、事前調査を行う必要があります。

※石綿含有を確認した場合もしくは石綿が使用されているとみなして作業する場合、作業基準を遵守する必要があります。

## 2 自治体への事前調査結果の報告（令和4年4月1日施行）

元請業者又は自主施工者は、大阪市内で一定規模以上の建築物等の工事を行う場合は、石綿含有建材の有無にかかわらず、事前調査実施後、遅滞なく（遅くとも工事に着手する前までに）、石綿事前調査結果報告システム等を通じて、事前調査結果を大阪市へ報告する必要があります。詳細は、環境省ホームページ（[http://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)）をご確認ください。

### 【報告の対象】

- ・ 建築物の解体作業で、工事の対象となる建物の床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>以上
- ・ 建築物の改造・補修作業、工作物の解体・改造・補修作業で、工事の請負代金の合計が 100 万円以上（材料費、消費税含む。事前調査費用は除く。）

**注）上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改造・補修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。**

## 3 資格者等による事前調査の義務付け（令和5年10月1日施行）

令和5年10月1日以降、事前調査は、環境大臣が定める「必要な知識を有する者」による実施が義務付けられます。なお、施行前であっても、必要な知識を有する者による事前調査が望ましいとされています。

### 【必要な知識を有する者】

- ・ 建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
  - ・ 義務付け適用前に一般社団法人アスベスト調査診断協会に登録された者
- ◎ 解体等工事を行う建築物が平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◎ 工作物の解体・改造・補修作業の事前調査について、有資格者による事前調査は義務付けられていません。

### 【お問合せ先】

| 担当名           | 電話番号         | 担当区                          |
|---------------|--------------|------------------------------|
| 北部環境保全監視グループ  | 06-6313-9550 | 北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区           |
| 東部環境保全監視グループ  | 06-6267-9922 | 中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区 |
| 西部環境保全監視グループ  | 06-6576-9247 | 福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区       |
| 南東部環境保全監視グループ | 06-6630-3433 | 阿倍野区・東住吉区・平野区                |
| 南西部環境保全監視グループ | 06-4301-7248 | 住之江区・住吉区・西成区                 |

開庁時間：月～金曜日の9時から17時30分まで（土日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く）